

大学におけるクラブ活動と大学の安全配慮義務

牧 桓 名

ここに掲載したものは、いわゆる宮城教育大学ヨット部事件の控訴審にわたくしが提出した意見書である。

宮城教育大ヨット部事件とは、1979年5月12日、同大学二年生遠藤芳一君（当時19歳、同大学体育会のヨット部所属）が、同部の合宿練習に参加して沖合を帆走中、ヨットが転覆し、海上に投げ出され死亡したことから、芳一君の父母が、国に対して、国賠法一条及び二条一項により損害賠償を請求した事案である。

昭和58年2月28日、山形地裁において請求棄却の判決、昭和63年3月31日仙台高裁において控訴棄却の判決があり、最高裁に上告した。最高裁は平成元年2月9日、上告棄却の判決を下した。判決について詳細に検討すべきではあるが、ここでは、わたくしが提出した意見書のみを紹介するにとどめる。

本事案で争点となったのは、以下の事項である。1) 国立大学の在学関係。2) 大学における課外活動の教育的・法的性格。3) 課外活動に対する大学側の安全配慮義務及び条件整備義務。4) 大学生（本事案に即して具体的に）の判断能力。5) 課外活動における学生の自治。6) 海難事故としての特殊性。7) 控訴審において事実審裡が専門的判断を軽視し、国民の「裁判をうける権利」を侵害している。大略以上の各項が論点であったが、山形地裁、仙台高裁いずれの判決においても、十分論理的、説得的な論旨が展開されているとはいえない。判例批判は別の機会にゆずるとして、大学生のクラブ活動（学生の自治）と大学の安全配慮義務についての、わたくしの意見を記しておきたい。

なおわたくしのほかに、ヨットの専門的指導者である仲弘氏の「宮城教育大学ヨット部遭難事件に関する意見書」（昭和60年1月10日）、行政法・教育法の専門家である今橋盛勝氏の「ヨット部海難事故と大学の法的責任に関する意見書」（昭和61年1月28日）が提出されている。準備書面、尋問調書及びこれらの意見書を紹介整理したうえで、判例を検討対象とすべきが筋道であるが、紙数の関係もあり、ここでは、本事案に関するわたくしの意見を掲載するにとどめることをお許しいただきたい。

大学におけるクラブ活動と大学の安全配慮義務に関する意見書

昭和60年10月25日

目 次

- I はじめに
- II 教育を受ける権利を保障する内容と条件
- III 課外活動の教育的意義
- IV 学生の自治活動と安全義務の限界
- V 学生の弁別力・判断能力
- VI 大学の条件整備的安全配慮義務
 - A 教育条件整備の内的事項と外的事項
 - B 学生の課外活動と大学の責任

I はじめに

本意見書は、宮城教育大ヨット部遭難事件の争点のひとつである学生の「自主活動」と大学の責任について、理論的考察を試みたものである。宮城教育大の具体的事実に即して、というよりは、いわゆる大学の自治と学生の教育を受ける権利との関係を原理的に解明することにかかわって、大学の安全配慮義務について私見をのべるものである。

本件に関していえば、まずは、学生の教育を受ける権利（憲法二六条）に対応する大学の義務内容を考察しなければならない。とりわけ、安全に教育を受ける権利に対応する大学の安全確保義務・安全配慮義務・安全確保のための指導・助言義務が問題となる。

その際、理論的問題がいくつか存在する。まず項目を列記しておくこと次の諸点である。①教育を受ける権利として保護されるべき法益は正規の授業に関するものである。課外活動は含まれないか。②学生の自治に委ねられている活動について大学は安全配慮義務を負うか。③成人もしくは成人に近い学生の活動について、大学の指導・監督責任はどの範囲まで及ぶか。以上の3点である。そして、それはそれぞれ、①大学の設置目的及び大学教育における課外活動の位置と意義、②大学の自治と学生の自主活動、③学生の弁別力・判断能力についての評価、

及び専門的指導における安全配慮義務、の3項にわたる教育学もしくは教育法学上の解明の問題に結びつく。そして④最終的に、大学の条件整備的安全配慮義務の問題を考察することになる。以下この順序で検討をすすめる。

まず、前提として教育を受ける権利を保障するための具体的内容を考察することからはじめる。

II 教育を受ける権利を保障する内容と条件

すべて国民は、教育を受ける権利を有することは憲法二六条が明示しているところである。この条項は、教育を受ける権利が、すべての国民に無差別平等に保障されるべきことと、義務教育の無償制の確立をあきらかにしている。

しかし、教育を受ける権利は、いかなる条件と内容によって真に保障されるかということは、この条項の文理解釈のみからはあきらかににはならない。その評価は、すぐれて教育研究・教育実践の成果にまたねばならない。

なおまた、教育を受ける権利の憲法的保障については、二六条のみをよりどころとするのではなく、一三条（幸福追求権）、二三条（学問の自由）、二四条（男女両性の平等）、二五条（生存権）、二七条（勤労権）、さらには、憲法の人権保障原理そのものを深く考察の対象とすることによって、その意義をあきらかにする必要がある。

従来は、憲法二六条を、教育を受ける権利を保障するために、就学条件を整備することと、教育の機会均等の制度的保障を実現することを意味するものと解する見解が有力であった。しかし、こんにちでは、就学についての経済的条件を整備することでは権利保障は十分ではなく、修学条件（学校内に於て学ぶための条件）の整備もまた重要な要件であることが認識されるにいたっている。また、国民に教育の機会を平等に保障するのみでは教育を受ける権利が保障されたとはいえず、むしろ受けるべき教育の内容が、科学と人権尊重の原理に根ざしたものであるかどうか、権利保障の評価として重要であることが次第にあきらかとなってきた。こんにち、教育を受ける権利が、生存権的基本権の文化的側面を保障したものであるといわれるのは、この権利が、かような内容を含めてとらえられているからに他ならない。

教育を受ける権利の主体は、国民一人ひとりであることはいままでもないが、とりわけ子ども・青年の権利が重視される。それは、親に対する子どもの権利、大人に対する子どもの権利、新しい世代の権利という性格を色濃くもっている。つづめていえば、教育を受ける権利は、常に成長・発達していく「人間の権利」にほかならず、この過程をもっとも集約的に代表するものが、子ども・

青年であるから、この権利は、前記のような特徴をそなえているといえることができるのである。大学の学生もまた典型的にこの権利を保障すべき主体である。

そこで、前述の教育研究・教育実践の成果に基づいて詳述する余裕はないが、まず、教育を受ける権利が大学の学生に保障される条件と内容について原理的な事項を指摘しておきたい。

(イ) **生命・身体の安全確保についての条件整備ならびに安全確保についての配慮** 教育を受ける前提的条件というべきものである。何人も、入学・通学するに際して、生命・身体の安全がおびやかされる危険を予知しながら、もしくはそのような危険が起こる可能性をもつ施設・設備の瑕疵を知りながら入学・通学することはありえない。当然の前提として、学校（この場合大学）において生命・身体の安全が十分に確保されることを前提として入学し、通学している。

(ロ) **学内の人間的生活環境の整備** 小・中・高校はもとよりであるが、大学といえども、今日では単に知識・技術の修得のみを目的とする場ではなくなっている。小・中・高校等に比すれば、大学は、知識・技術の修得を主とする、いわゆる教授学校的性格が濃い。大学は、学生が生活する場でもあり、教職員や友人と交流し、人格的に自己を練磨する場である。このためには、大学は学生の生活環境を人間的な充実感を得るようその条件整備に努めねばならない。身心の健康の保持のための診療施設やレクリエーション施設、食生活についての施設、学生居住施設、各種文化的施設などが整備されていなくてはならない。「大学設置基準」には、不十分ながら、こうした条件の一端が示されている、といえよう。

(ハ) **研究・学習のための条件整備** 大学の本来の目的は、学生が自ら真理に近づく能力を形成し、社会に於て有効に自らの力を生かしうるよう彼らを育てることであるから、何にもまして、研究・学習の条件が整備されなくてはならない。教授陣の充実、授業内容の選択可能性を含む多様性、図書館、実験室、実習室、実習場等の整備、学習に適した教室当り受講者数、体育に関する施設・設備の充実などが不可欠である。

また、経済的に困難で、修業に支障をきたす学生に対しては、授業料免除・奨学金の支給など奨学の道が構えられねばならない。

(ニ) **研究・学習内容の科学性と人権保障性** 教育を受けることが権利である以上、受けるべき教育が権利の名に値するものでなくてはならない。一言でいってそれは、科学性と人権保障性といえることができる。大学は、真理の前には常に謙虚でなければならず、学問上の異説

を権力的に排除することは許されず、特定の学説のみが教授されるインドクトリネーションとも無縁である。憲法が、とくに「学問の自由」（二三条）を保障している所以である。

また、他者の人権を侵害することを教唆したり他民族を蔑視したりする偏見を植付けることとも無縁である。大学は思想の自由・表現の自由が最大限に保障される場であり、学生を含む大学構成員の人権保障について、もっとも手厚いところに他ならない。

(ホ) **研究・教育・学習の自主性の確保** いま述べたことを、実質的に繰り返すことになるが、大学においては、教員はもとより、学生もまた、自主的・自発的に研究・学習をすすめることが奨励され、保障されねばならない。小・中・高校においても、自主的学習や自治的活動が重要な意味をもつものであることはいうまでもないが、とりわけ大学においては、大部分の学生が在学中に成人に達するという特殊な性格もあり、自主的学習と自治的活動が、主権者形成を目指す教育課題として、とりたてて重要な意味をもっている。教育基本法がいう自主的精神に満ちた青年の形成（前文）が、大学に於てとりわけ期待される所以である。

以上の五項につきるものではないが、大学において教育を受ける権利を保障する内容と条件の骨格については触れたつもりである。これらの内容と条件が十全に確保されてはじめて、教育を受ける権利が名実ともに保障されたと言いうる。

もとより現実の大学がここにいう条件を十全に確保しているとは言い難い。しかし、条件が不備であることは、大学管理機関と大学設置者の責任を免責することにはならず、むしろ、学生の教育を受ける権利に対して、大学により重大な責務の自覚を迫るものというべきである。

III 課外活動の教育的意義

大学における教育活動は、およそ三つの領域にわかれる。第一は、大学教員が、直接に学生の学習・研究を指導する領域である。通常この領域の活動は、あらかじめ教授会の議により決定された当該年度の教育計画に基づいて実施される。その基礎となっているのは、学校教育法上の大学の目的、大学設置基準による履修単位の基準等であるが、具体的教育計画は、当該大学・学部が教授会が、自主的に編成し、授業その他の指導は、各専門研究者の専門的判断によって実施されている。ここでは、個々の授業科目の内容については、大学教員の相互の意思の交流、教育活動の点検の自律的機能にゆだねられており、この部分に関する、外部（公権力のもとより、社

会的勢力によるものも含め）からの介入を排除する原理が働くことは、「学問の自由」の原理からして明らかなのである。

ところで、大学が、法令と自主的判断に基づき編成した教育課程が、大学教育の中核的部分を形成していることはいうまでもないが、そのみが、大学が責任を負っている教育活動であるとみることはできない。大学教育を、もっとも広義に解すれば、正規の授業以外の時間において、教授あるいはその他の研究者と学生が精神的交流を深めること、学生自身が、自己学習、相互学習にとめること、大学内において、文化的・体育的諸活動に参加し、社会的知識を広め、人格形成をはかることなど、総じて、大学の機能総体が、教育、研究活動であると認識することができる。

したがって、大学教育に於て課外活動が尊重される所以は、特定の学部・学科の学生が、自らの専攻する学問について、正規の授業時間以外においても自主的に学習し、その学問にかかわる活動をするからではない。もしこのように狭く課外活動を評価するならば、教育学部の学生は教育問題についての課外活動についてのみ自治を認められ、経済学部の学生は、経済問題についてのみその課外活動の自治を認められるということになってしまう。大学教育に関係するもので、このように学生の課外活動を狭く解する人はまずいないであろう。むしろ人文科学の学生が自然や社会について学び、実験室にとじこもりがち学生がスポーツの腕を磨くなど、自己の視野を広げ、その能力の多面的な開花をはかることこそ期待されるであろう。ともすれば専門領域内で閉鎖的になりがち学生が、将来そこにおいて生活する社会とその文化について、あるいは職業について、豊かな全人間的な理解を得ようとするところに、このような活動の意義が認められるのである。

とりわけ本件のように、学生は、将来教職につく目的で入学し、教職の専門教養や教科の専門知識のみならず、全人格的陶冶をめざして努力することが期待されているのであるから、課外活動がいつそう価値あるものとして、大学教育の中に位置づけられていることは、首肯できることである。学生の自主的課外活動の単位である「部」が、学友会傘下であるか、自治会傘下であるかは、こうした問題にとって、さして重大な差異をもつものとは考えにくい。学友会であれ、自治会であれ、それらは大学内の組織、もしくは大学の公認の団体であって、いずれにせよ、大学の課外活動を担う組織であることにかわりはなく、いずれの形態をとる場合であれ、課外活動を大学が大学教育の一環として重視している以上、それは、

「学問の自由」,「大学の自治」によって保障される範囲に属し,大学が社会に対して,これらの活動に責任を有していることは明らかであるといわねばならない。

学生の自治組織としての自治会,もしくはその傘下にある文化系・体育系の各部は,それぞれ,学生の自発的意思に基づいて結成されている。それらの団体の結成については,大学は,大学本来の任務をそこなわず,その伸展を期しうる限度において認めているものである。学生自治会及び部について,届出制をとっているのは,この趣旨に出るものと解することができる。

また,各部が大学によって公認され,大学の施設を利用する便宜を与えられ,指導・助言の責任を有する顧問教員制をとっていることも,学生の部活動が,大学教育の一部をなしていることを示すものである。

部活動が,法令に基づいて設けられているか否かは,大学教育を論ずる際にそれほど重要な論点ではない。すなわち,大学における授業科目も,その個々について,法令の定めがあるわけではなく,当該大学の教授会の議によって決定される。まして,学生の自主性を尊重することに意義を認める課外活動については,大学の内規として,部公認手続きに関する規則,顧問教員等指導責任についての規則,施設利用に関する規則があればよいと考えられる。ただし,後述するように,部活動を含む,大学教育における安全基準,安全点検,安全研修等安全に関する内規と事故発生にかかわる責任の所在,処理手続き等については,とりわけ重要な事項として,大学管理機関の責任に於て,規則等が設けられている必要があると思料する。

さらに,課外活動における,専門的安全配慮義務者としての顧問教員制についても付言しておかなくてはならない。

顧問教官制度は,いずれの大学においても採用している制度である。しかし,高等学校以下の学校においてもそうであるが,常にその部活動に最適任の顧問教官が得られるとは限らない。まして大学のように,多数の部が存在し,大学の教員は,むしろそれぞれの専門分野の研究者・教員として採用されているのであるから,学生の自発的意思に基づいて結成された部に,高い水準の指導能力を有する当該大学の教員を迎えうることは期待し難いであろう。

こうしたあらかじめ予想される事態について考慮するならば,顧問教員とは別に,顧問補佐(仮称)ともいうべき当該部活動について専門的指導能力の水準の高い者を配置するなど適切な措置がとられることが望まれる。とりわけ危険度の高い部活動については,こうした配慮

が極めて重要である。伝統のある古い大学においては,その大学の出身者の中から,適任者を選び,こうした役割を担当させている。新設して日の浅い大学にあっては,こうした人材を得ることが困難であればそれだけ,特段に指導者の配置について適切な措置をとることが不可欠であろう。

IV 学生の自治活動と安全義務の限界

大学における学生の自主的活動もしくは自治活動について如何に考えるかが次の問題である。とりわけ,学生の活動面での自主性尊重原則と大学の責任との関係について考察しておく必要がある。

憲法二三条にいう「学問の自由」は,個人や研究機関における研究者の学問の自由を保障しているのみでなく,研究・教育の場における制度的保障を含むものと解される。これを大学において考察するならば,いわゆる「大学の自治」の保障とみなすことができる。

「大学の自治」は,学問の自由を担保する制度的保障であって,大学が外的勢力(公権力,設置者の諸権能等)に干渉されることなく,相対的に自律的に,その本来の機能を完うするに必要な事項を自主的・自律的に決定遂行しうるようにすることである。

このような前提に立って,学生の自治を検討してみなくてはならない。学生の自治の問題を論ずるには,大学の人的構成者としての学生の地位を検討する必要がある。学校教育法は,学生の地位そのものについては特に規定せず,学生は大学教員により教授され,その研究を指導されるところのみ定めている(同法五八条五項)。ところで,行政解釈上は,従来学生の地位を営造物利用関係とみなす傾向にあった。これによれば,その関係は,国立大にあっては営造物規則である学則(学教法施行規則三条,四条)によって規律される。そして学生は,その関係において施設を利用する資格を有し,大学は利用規則を定め,施設に関する管理権を有するものとされている。

しかし近年営造物利用関係説に対する批判が主張されるに至っている。すなわち,営造物利用関係説が,在学関係をいわゆる特別権力関係として把握することは問題であるとの考え方である。

大学は美術館,図書館などの他の営造物と異なり,教授と学生との「精神的交渉過程」がその中心をなしているのであるから,営造物とその利用者との関係一般をもって規律し得ない面をもち,むしろ,学生は,大学の自治の積極的主体的立場を有することに注目しなければならないとの考え方である。

かくのごとく,学生の自治活動が大学内において極め

て広範囲において認められるのは、憲法二三条にいう学問の自由の制度的保障としての大学の自治から導き出されるところである。最高裁判例（昭和38.5.22, 最高刑集17巻4号370頁）が判示するように、大学の学生は、「大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果として」、「大学の有する特別な学問の自由と自治」を享受する。学生の自治が、大学の教授の有する自由と自治の「効果」であるか否かについて筆者は必ずしも賛意を表し難いのであるが、それは措くとして、かように学生の自治を「学問の自由」から導き出す論理は最高裁判例も認めているところである。

ところで、学問の自由=大学の自治は、いわゆる自由権的基本権に属すると考えられるが、それは個人の思想・信条の自由及び表現の自由と共通する性質を持つと同時に、それに尽きない機能的自由としての性格を有している。すなわち、個人が自己の欲する研究をする自由であるにとどまらず、複数の研究者・学生の交流・協力という過程を通じて組織体の機能としてこの自由が確保されることなくしてはその社会的意義（学問の発達）は完うされない。

学生の自治にしても同様である。学生が自分の欲するところに従って個々に研究や活動を行うというのみでは、ここにいう大学の自治を保障している実質的な意味は薄いといわなければならない。むしろ学生が教授やその他の研究者と交流し、また学生が相互に研究し合うことによってここにいう自治も完うされると考えられる。

さて、このような学生の自治は、さきにも述べたように、自由権的基本権の大学内の制度保障であるから、施設・設備の整備・保全、管理・運営という事柄と不可分の関係にはあるが、これらの物的条件に関する権利とは相対的に区別されるべきものである。

なぜならば、施設・設備については、学生自身は、財政権をもたず、管理権も有さない。したがって、活動内容上の自由権を学生が享受するとしても、その活動は、財政権・管理権によって制約されていることは否定できないことであるから、もし学生が、その活動に不可決と判断する施設・設備があれば、それは、むしろ、大学に対する条件整備要求として請求すべき筋合の事柄となるからである。このような要求をなす自由を含めて、学生の自治活動は大学において許容されているとみるべきである。

V 学生の弁別力・判断能力

すでに高等学校までの段階において、相当程度の教育

を受け、さらに大学が実施した入学者選抜試験を経て入学を許可された学生は、一般的にいえば、相当の識見を有し、事柄についての弁別力・判断力も成人と差異は少ないといえよう。

しかし、これはあくまでも一般的に首肯しうることであって、個別具体的事項についてこの一般論が常にあてはまるとはいえない。

当事者の年齢は、事柄の是非・善悪、適・不適を判断する能力や、危険予見能力等について、一応その水準をおしはかる目安にはなるであろう。しかし、例えば、本件の如く、海という極めて危険な環境について、しかも、自力で走行する動力を有しないヨットの操作について考えてみるに、高等学校までに受けた教育や、年齢は、能力形成の素地をなすものとはいえても、能力そのものの水準を判断するには、いかにも不十分である。

大学入学時には、一部の例外を除いて、大部分の学生はヨットについての知識は皆無に近く、まして技術的訓練に至っては幼児と同様というほかはない状態であると思われる。気象条件についての知識や判断、風速・風圧についての知識、海流について、救助船の装備、えい行時の方法、緊急時の判断等、極めてすぐれた専門的指導者のもとで、初歩から次第に高度な内容に至るよう学習と訓練を積むことなしには、十分な弁別力・判断力・行動力・自律性・規律性等は形成されない。しかもこれらは、単なる知識としてではなく、段階を追った実地訓練によって身につけられているのでなければ、非常の時に役立たないことは自明である。

このようにみるならば、ことヨットに関しては、大学生は入学時もしくは一年を経過した程度では、発達段階的には極めて低い段階にあるといわねばならず、成人（ヨット操作の上での）と同様もしくはそれに近いものということは到底できないであろう。

ここでいささか一般論をのべるならば、発達段階とは、それぞれの個人差も大きく、対応する事象との関係における差異も大きいことを指摘しなくてはならない。言語の発達における個人差、環境による影響の差などはつとに指摘されているところであるし、ある事柄に習熟しているからといって、その能力が他の異質な対象に接した時に、常に有効適切に転移するとはいえないことも明らかである。物理学にすぐれた能力を有するものが、陸上競技について自己を適切に統禦できる能力を有しているとはいえないのと同様である。

この意味で、例えば体育系のクラブのうち、相対的に危険度の高い競技にあつては、学生は多大の発達可能性を有してはいるが、基本的には、極めて未熟な存在であ

ることがあらためて確認される必要がある。体操部、ボクシング部、山岳部、レスリング部、柔道部等、こうしたクラブは数多くあるが、これらは、いずれの場合でも、優れた指導者が綿密な計画に基づいて、細心の注意をはらって段階的指導につとめるのが通例である。不十分な装備と計画、指導能力不足等は、直ちに学生の生命・身体の危険を結果するか、少なくともその可能性を内包することになるからである。

VI 大学の条件整備的安全配慮義務

A 教育条件整備の内的事項と外的事項

学生の自主的活動と、それに不可決な教育条件整備の問題を考察するうえでも、今日教育法学会の通説となっている「内的事項・外的事項」論は、有力な示唆を与えるものといえる。

この理論は、教育行政（学校管理を含む）は、本来非権力作用であることを基本にしていることを前提とし、とりわけ教育行政権の限界を明らかにしたものである（兼子仁『教育法』有斐閣、1981年）。教育法事象を内的事項と外的事項に区分し、内的事項とは教育の内容・方法にかかわる事項をさし、外的事項とは、教育財政、施設・設備などをさし、それぞれに特有の法理が働くとするものである。すなわち、内的事項については、法的拘束力ある命令・監督はなし得ず、学校管理権者は、指導・助言を原則とするとし、外的事項については、国または学校設置者の決定権が認められるとしても、この事項については内的事項に適応した条件整備をなすことを限度とするとする理論である。一言でいえば、内的事項には、教育上の自由を保障する法理が、外的事項には、条件整備の法理が働くとするものである。

大学においては、この原理がもっとも適合していると考えられる。教授その他の研究者の教育上の自由が保障され、学生もまた自主的活動を保障されているのが、いわば内的事項の法理に相当し、大学における条件整備について、学校設置者と管理権者が内的事項（この場合、学生の研究・学習活動を含む）にふさわしい条件整備義務を負っているのは、外的事項の法理に相当するといつてよい。

ところで、学校安全の確保については、安全教育、安全点検、安全研修など、主要には、学校教職員の努力すべき範囲に属する事項が重要であるが、具体的には、施設・設備、学校運営基準、教職員の勤務条件など、主として学校内のいわゆる「外的事項」についての安全基準が法定され、それに基づいて学生の学内生活の条件が点検されていくことが望ましい。

しかし、学校は最も「危険な施設である」といわれる。なぜならば、学校では極めて多様な活動が展開されており、とりわけ大学は、その活動の多様性において他の学校よりいっそう複雑だからである。ところでさきの安全基準、安全教育、安全点検、安全研修についていえば、大学内で環境基準、薬物基準廃棄物処理基準などは設けられているが、大学構成員、なかでも学生の安全に関する基準及び点検という面でいえばまだ極めて不十分な状況にあるというべきであろう。

不十分であるからといって大学設置者と管理権者の条件整備的安全配慮義務が免責される筈はなく、むしろその責任の重大さが問われるわけであるから、学生の課外活動と大学の責任について考察しておく。

B 学生の課外活動と大学の責任

課外活動の日常的計画とその運営にかかわる事項と、本件ヨット部の如く課外活動に伴う生命・身体の安全に対して配慮すべき人的物的条件整備義務にかかわる事項とは、論理上厳格に区別されねばならない。

問題となるのは、活動内容についての自主性を尊重する原理と、安全に活動を行いうるよう条件を整備する大学の義務の関係である。学生の自主的活動は大学当局によって十分尊重され、その内容の当否について権力的に介入することはいましめねばならぬことは、大学の自治の原則からして当然であるが、それをもって、学生が自主的に安全確保の為に必要な条件整備をすることについてすべての責任を委ねられていると解するのは、学生に財政力を含む責任能力が十分備わっていない以上、過大な要求であり、失当であるといわねばならない。

もちろん、学生が、自主活動において、気象条件の判断、施設・設備の点検、計画の安全性の確認等、十分な配慮をなすことは当然であるが、そのことをもって、大学当局の条件整備義務が免責されるわけではない。仮に、ヨット、救助船等を学生自身が資金を集めて購入したものであるとしても、それらの財産は、学生の自治活動に必要な財産として大学に寄付され、もしくは大学の管理下に帰属するものとなったと理解するのが相当であり、施設等の購入経路が、このような安全配慮義務の所在を云々するに足るほどの意味をもつものとは考えられない。

学生は、日常的活動の内的事項について、またそれと密接不可分な限度において、施設・設備の充実等の判断について、相対的自主性を尊重すべきではあるが、生命・身体の安全にかかわる重大な外的条件についてまでも、その自主性为名で、大学の責任が学生に転嫁されるべきものではないであろう。

さきに述べたように、大学設置者・管理権者の条件整

大学におけるクラブ活動と大学の安全配慮義務

備的安全配慮義務と、顧問教員の専門的安全配慮義務とは密接な関係が存するが、学校設置者が負担する施設・設備等の条件整備については、顧問教員としては、条件整備についての意見を申し出る以上に、自己の責任においてこれを充足することは不能である。

もちろん、大学設置者の条件整備義務が十分履行されなかったとしても、顧問教員は、通常予測可能な範囲で

あれば、あらかじめ危険防止の指示を行い、事故を未然に防ぐ責任を有していることはいうまでもない。しかしこうした専門的指導者の安全配慮義務なるものも、大学の現状においては、大学設置者・管理権者の人的配置・物的条件整備に対する義務履行の程度に規定される限度内のことであるから、大学の責任は、本件の如き場合において、まことに重いといわねばならない。